

本牧市民プール再整備事業に関する基本協定書（案）

令和元（2019）年 7 月 16 日

横浜市

## 目 次

第1条（目的）	1
第2条（用語の定義）	1
第3条（基本的合意）	1
第4条（基本協定の有効期間）	1
第5条（秘密の保持）	1
第6条（基本協定の変更）	2
第7条（権利義務の譲渡等）	3
第8条（債務不履行）	3
第9条（提案企業の責務等）	3
第10条（準備行為等）	4
第11条（SPCの設立等）	4
第12条（SPCの出資者）	5
第13条（PFI事業契約の締結）	6
第14条（PFI事業契約の不成立）	9
第15条（不公正入札等に係る賠償の予定）	9
第16条（SPCに関する資金調達協力義務）	9
第17条（提案企業の変更協議）	9
第18条（提案企業の交代候補の選定）	10
第19条（提案企業の交代）	10
第20条（横浜市会の議決）	10
第21条（株式の譲渡）	11
第22条（提案企業の交代等の支援）	11
第23条（提案企業の交代等の損害）	11
第24条（準拠法及び管轄裁判所）	11
第25条（解釈）	11
別紙1 用語の定義	13
別紙2 業務の委託又は請負企業一覧	16
別紙3 設立時の出資者一覧	17
別紙4 増資計画書の様式	18
別紙5 出資者誓約書の様式	19

## 本牧市民プール再整備事業に関する基本協定書（案）

横浜市（以下「本市」という。）と、本牧市民プール再整備事業（以下「本事業」という。）に関して本市が実施した総合評価一般競争入札（以下「本件入札」という。）における落札者（以下、落札者を構成する個々の民間事業者及びそれらの民間事業者の総称を「提案企業」という。）とは、次の条項により本牧市民プール再整備事業に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

### 第1条（目的）

基本協定は、本市と提案企業とが相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### 第2条（用語の定義）

- 1 基本協定において使用する用語の定義は、別紙1に定めるところによるものとする。
- 2 基本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のために付すものであり、基本協定の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

### 第3条（基本的合意）

- 1 本市及び提案企業は、提案企業が本件入札における落札者となり、提案企業が本事業の実施に関する業務を担う者として選定されたことを確認する。
- 2 提案企業は、本事業に関して本件入札における入札説明書等を遵守のうえ、計画提案を本市に対して提案したことを確認する。

### 第4条（基本協定の有効期間）

- 1 基本協定の有効期間は、基本協定締結の日からPFI事業契約に定める本事業の終了日までとする。ただし、PFI事業契約の本契約が締結に至らない場合は、本市がPFI事業契約の本契約が締結に至らないと判断して代表企業に通知した日までとする。
- 2 基本協定の有効期間の終了にかかわらず、第5条、第14条、第15条及び第24条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、提案企業はPFI事業契約に規定するPFI事業者の義務の履行が終了するまでの間、SPCを存続させるものとし、基本協定もSPCが存続する間は有効とする。ただし、提案企業がSPCを設立しない場合はこの限りではない。

### 第5条（秘密の保持）

- 1 本市及び提案企業は、基本協定の履行に関して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、基本協定の履行以外の目的に係る秘

密情報を使用してはならず、基本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
  - (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による基本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
  - (2) 相手方から開示されるよりも前に自らが正当に保持していたことを証明できる情報
  - (3) 相手方から開示された後に本市及び提案企業のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
  - (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
  - (5) 本市及び提案企業が、基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の規定にかかわらず、本市及び提案企業は、次の各号に掲げる場合は相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。
  - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
  - (2) 法令、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年横浜市条例第1号）等の規定に従い開示が要求される場合
  - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
  - (4) 本市又は提案企業が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーに対して基本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合

## 第6条（基本協定の変更）

- 1 本市又は代表企業は、基本協定を変更する必要があると認めるときは、変更内容を記載した書面を相手方に通知し、その変更を請求することができるものとし、代表企業は、代表企業以外の提案企業から提案企業を代理して基本協定を変更する権利を授権する。
- 2 代表企業は、前項の書面を通知又は受領した日から14日以内に、基本協定の変更に伴う措置及び期間、費用等の変動の有無について他の提案企業とともに検討し、検討結果を本市に通知のうえ、本市との間で協議を行うものとする。
- 3 前項の協議が調わない場合は、本事業の公共性と本事業がPFI法の適用により民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るものであることの趣旨を鑑みて、本市が合理的な変更案を定めるものとし、代表企業はこれに従わなければならない。
- 4 基本協定（別紙を含む。）の変更は、本市及び代表企業の書面による合意によらない限り、効力を生じないものとする。

## 第7条（権利義務の譲渡等）

- 1 提案企業は、本市の事前の承諾を得た場合を除き、基本協定上の地位又は基本協定により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、担保の目的に供し、又はその他の方法による処分をしてはならない。
- 2 提案企業は、本市の事前の承諾を得た場合を除き、第三者に対してSPCの新株を割り当ててはならない。

## 第8条（債務不履行）

提案企業は、基本協定上の義務を履行しないことにより本市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

## 第9条（提案企業の責務等）

- 1 提案企業は、PFI事業者に本事業に関する業務を別紙2に記載の提案企業にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとし、かつ各業務に関して自ら受託者又は請負人として、PFI事業者との間で委託契約又は請負契約を締結するものとする。
- 2 本事業の実施において、提案企業は本市との間で書面により別途合意した場合を除き、それぞれ、次に定める役割を担い及び義務を負うものとする。
  - (1) 提案企業は、入札説明書等、基本協定、PFI事業契約、要求水準書及び計画提案に基づき、事業期間にわたり本事業を適正かつ確実に実施するためにPFI事業者による本事業の経営管理の安定と継続が図られるように必要な措置をとらなければならない。
  - (2) 代表企業の役割を担う提案企業は、入札説明書等、基本協定、要求水準書及び計画提案に基づき、提案企業を代表し、自ら又はSPCにより本事業の適正かつ確実な実施を図るための提案企業間の総合調整を行わなければならない。
  - (3) 経営管理企業の役割を担う提案企業は、入札説明書等、基本協定、要求水準書及び計画提案に基づき、PFI事業者における経営管理業務を適正かつ確実に実施しなければならないものとし、代表企業の役割を担わない経営管理企業においても基本協定に定める代表企業に係る義務の履行について代表企業と共に連帯して責任を負わなければならない。
  - (4) 施設整備企業の役割を担う提案企業は、入札説明書等、基本協定、PFI事業契約、要求水準書、計画提案及びPFI事業者との間で締結する施設整備業務の実施に関する契約に基づき、施設整備業務を適正かつ確実に実施しなければならない。
  - (5) 施設管理企業の役割を担う提案企業は、入札説明書等、基本協定、PFI事業契約、要求水準書、計画提案及びPFI事業者との間で締結する施設管理業務の実施に関する契約に基づき、施設管理業務を適正かつ確実に実施しなければならない。
  - (6) 施設運営企業の役割を担う提案企業は、入札説明書等、基本協定、PFI事業契約、

要求水準書、計画提案及びP F I事業者との間で締結する施設運營業務の実施に関する契約に基づき、施設運營業務及び自主事業を適正かつ確実に実施しなければならない。

- (7) 利便機能営業者の役割を担う提案企業は、入札説明書等、基本協定、P F I事業契約、要求水準書、計画提案、P F I事業者との間で締結する利便機能営業の実施に関する契約及び公有財産貸付契約に基づき、利便機能営業を適正かつ確実に実施しなければならない。
- (8) 付帯事業者の役割を担う提案企業は、入札説明書等、基本協定、P F I事業契約、要求水準書、計画提案、P F I事業者との間で締結する付帯事業の実施に関する契約及び公有地貸付契約に基づき、付帯事業を適正かつ確実に実施しなければならない。
- (9) 提案企業は、事業期間にわたり本事業を適正かつ確実に実施するために、P F I事業者が各提案企業間における総合調整を円滑に行えるように協力する。

#### 第10条（準備行為等）

- 1 提案企業は、P F I事業契約の締結前であっても、自己の責任と費用負担により本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、本市は必要かつ可能な範囲で提案企業に対して協力するものとする。
- 2 提案企業は、S P Cの設立にあたり、S P Cの設立以前に提案企業が行ったS P Cに係る準備行為をS P Cに引き継ぐものとする。
- 3 本市及び提案企業は、P F I事業契約の締結後においても、本事業を適正かつ確実に遂行するために必要な範囲で相互に協力するものとする。

#### 第11条（S P Cの設立等）

- 1 提案企業は、計画提案に基づいてP F I事業者の役割を担うS P Cを設立する場合は、基本協定締結後速やかに次に定めるところに従いS P Cを設立しなければならない。
  - (1) 代表企業は、S P Cに出資し、S P Cの株主総会における自らの議決権保有割合がS P Cに出資する提案企業中最大となるようにする。
  - (2) S P Cは、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社とする。
  - (3) S P Cの資本金の額は、計画提案に示された金額以上の額とする。
  - (4) S P Cを設立する発起人には、計画提案に示された出資者以外の第三者を含めてはならない。
  - (5) S P Cの定款の目的には、本事業に関連のある事業のみを定める。
  - (6) S P Cの本店所在地は横浜市内とする。
  - (7) S P Cの定款には、会社法第107条第2項第1号イに定める譲渡制限株式に関する事項についての定めをおくものとし、同法第107条第2項第1号ロに定める譲渡制

限株式の譲渡又は取得に関する事項及び同法第 140 条第 5 項ただし書きに定める譲渡制限株式の買取りに関する事項についての定めを置いてはならないものとする。

- (8) S P C の定款には、会社法第 108 条第 2 項各号に定める種類株式に関する事項についての定めを置いてはならず、かつ同法第 109 条第 2 項に定める株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定めてはならない。
- (9) S P C の定款には、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人の設置に関する定めを置くものとする。

2 提案企業は、S P C をして、S P C の設立登記の完了後速やかに、S P C の定款の原本証明書付きの写し及び商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を添えて、本市にその設立及び株主構成を書面により報告させなければならない。

3 前項の規定は、同項の規定により報告した定款、登記事項証明書の内容、株主構成及び計画提案に基づく S P C における経営管理の体制を変更する場合について準用する。ただし、提案企業は、合理的な理由なく、S P C の定款及び計画提案に基づく S P C の経営管理の体制を変更させてはならず、第 1 項各号に定める事項につき本市の事前の書面による承諾なくして削除又は変更してはならない。

4 S P C の株主である提案企業は、事業期間が終了するまで、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、S P C に事業の譲渡若しくは譲受、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わせてはならない。

## 第 12 条（S P C の出資者）

1 提案企業は、前条第 1 項の規定に基づき S P C を設立するにあたり、別紙 3 の様式に設立時の出資額として記載されている金額及び数量の S P C の株式を S P C の株主となる提案企業に引き受けさせるとともに提案企業以外の出資者に引き受けさせるものとする。

2 提案企業は、次条第 9 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を前項に定める提案企業以外の出資者としてはならない。

3 提案企業は、計画提案に基づき S P C の増資を計画している場合は、S P C の設立登記の完了後速やかに、別紙 4 の様式による増資計画書を本市に提出し、計画提案に基づき S P C に出資する。

4 提案企業は、S P C の設立時における出資者に次に定める事項を誓約させるとともに、別紙 5 の様式による出資者誓約書（以下「出資者誓約書」という。）を、P F I 事業契約の締結と同時に本市に提出させるものとする。

- (1) 各出資者は、S P C の株主構成に関し、その時々において代表企業の議決権保有割合が出資者である提案企業中最大となることを条件とするものとし、係る条件を事業期間が終了するまで維持する。

- (2) 各出資者は、S P C の株主構成に関し、その時々において出資者である提案企業に

よってSPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ、提案企業以外の各出資者の議決権保有割合がSPCの株主中最大とならないことを条件とするものとし、係る条件を事業期間が終了するまで維持する。

- (3) 各出資者は、原則として事業期間が終了するまでSPCに対する株式(潜在株式を含む。)を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分(合併、会社分割等による包括承継を含む。)を行ってはならない。
  - (4) 各出資者は、本市の事前の書面による承諾を得たうえで、自らが所有するSPCに対する株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合は、当該譲受人をして、出資者誓約書をあらかじめ本市に提出させるものとする。
  - (5) 各出資者は、SPCが株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合は、これらの発行を承認するSPCの株主総会において、第1号に記載のある議決権保有割合の維持が可能か否かを考慮したうえで、その保有する議決権を行使するものとする。
  - (6) 各出資者は、自らが次条第9項第1号から第5号までのいずれにも該当しないことを各々が表明し、かつ保証する。
- 5 提案企業は、SPCが株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合は、当該株式等の取得予定者をして、前項各号に定める事項を誓約させるとともに、出資者誓約書をあらかじめ本市に提出させるものとする。
- 6 SPCの出資者である提案企業は、基本協定、要求水準書及び計画提案に基づき、SPCの株主としてSPCにおける本事業の経営管理を行う役割及び義務を負うものとする。

### 第13条 (PFI事業契約の締結)

- 1 本市及び提案企業は、入札説明書等、基本協定及び計画提案に基づき、基本協定の締結後速やかに本市とPFI事業者との間においてPFI事業契約の仮契約を締結させなければならない。なお、提案企業が計画提案に基づいてPFI事業者の役割を担うSPCを設立する場合は、令和2年3月【中旬】日までに本市と当該SPCとの間でPFI事業契約の仮契約を締結させなければならない。
- 2 前項の仮契約は、横浜市会においてPFI事業契約の締結についての議決が得られたときにPFI事業契約の本契約が締結されたものとし、PFI事業契約の効力が発生するものとする。
- 3 提案企業は、PFI事業契約の仮契約の締結にあたり、本件入札における審査委員会及び本市の要望を尊重するものとする。
- 4 本市は、入札説明書等の文言に関し、提案企業より説明を求められた場合、入札説明書等において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣

旨を明確化するものとする。

- 5 本市は、基本協定の締結後から P F I 事業契約の本契約が締結されるまでの間に提案企業のいずれかが入札説明書等において定められた競争参加資格を欠くこととなった場合は、P F I 事業契約の仮契約を締結せず、又は P F I 事業契約の仮契約を締結している場合には P F I 事業契約の本契約を締結しないことができる。
- 6 本市は、前項の場合において代表企業を除いた提案企業のいずれかが行政機関から営業停止処分を命じられたことにより入札参加資格要件を満たさなくなったときは、次の場合に限り提案企業の変更を認める。
  - (1) 入札参加資格を欠いた提案企業が実施する業務が、業務範囲を明確にした上で複数の提案企業で分担している業務であり、入札参加資格を欠いた提案企業を除いた他の提案企業における業務範囲を変更することにより落札者と同等以上の能力を有する実施体制が構築されると本市が判断した場合。
  - (2) 本件入札に関する入札参加資格を満たし、本件入札における落札者以外の入札参加者を構成する提案企業に該当せず、入札参加資格を欠いた提案企業の代わりとなる民間事業者を新たに補充することにより落札者と同等以上の能力を有する実施体制が構築されると本市が判断した場合。
- 7 代表企業は、前項各号のいずれの場合においても、入札参加資格を欠いた提案企業に本件入札に関する辞退届を本市に提出させるとともに、入札参加資格を欠いた日において入札参加資格を欠いた提案企業が実施する業務を代わりに行う他の提案企業又は新たに補充する民間事業者が当該業務を実施するために必要な入札参加資格を満たしていることを確認できる資料を本市に提出し、本市の確認を得なければならない。
- 8 本市は、基本協定の締結後から P F I 事業契約の本契約が締結されるまでの間に提案企業のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、P F I 事業契約の仮契約を締結せず、又は P F I 事業契約の仮契約を締結している場合には P F I 事業契約の本契約を締結しないことができる。
  - (1) 本件入札に関し、提案企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は提案企業が含まれる独占禁止法第 2 条第 2 項に定める事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が提案企業に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が提案企業又は提案企業が含まれる事業者団体（以下「提案企業等」という。）に対して行われたときは、提案企業等に対する命令で確定したものをいい、

提案企業等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本件入札に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、提案企業等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本件入札が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が提案企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) 本件入札に関し、提案企業（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 9 本市は、基本協定の締結後からPFI事業契約の本契約が締結されるまでの間に提案企業のいずれかにおいて、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、PFI事業契約の仮契約を締結せず、又はPFI事業契約の仮契約を締結している場合にはPFI事業契約の本契約を締結しないことができる。
- (1) 役員又はその使用人その他の従事者（以下、この号において「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団。以下「暴力団」という。）又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどの行為をしたと認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 下請負契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者との契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 提案企業が、本項第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請負契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、本市が提案企

業に対して当該契約の解除を求め、提案企業がこれに従わなかったとき。

#### 第14条（PFI事業契約の不成立）

横浜市会においてPFI事業契約の本契約の締結についての議決が得られなかったとき、又は本市及び提案企業のいずれの責にも帰すべからざる事由によりPFI事業契約の締結に至らなかったとき、若しくはPFI事業契約の効力が生じなかったときは、既に本市と提案企業が本事業の準備に関して支出した費用は各自が負担するものとし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

#### 第15条（不公正入札等に係る賠償の予定）

- 1 提案企業のいずれかが第13条第5項又は第8項から第9項までのいずれかに該当した場合においては、提案企業は、PFI事業契約の不成立又は解除にかかわらず、本件入札において提案企業が入札書に記載した入札金額の100分の10に相当する額を、賠償金として本市の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
  - (1) 第13条第6項に該当する場合。
  - (2) 第13条第8項に掲げる場合において、命令、審決又は刑罰の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。
  - (3) 第13条第8項第4号に掲げる場合において、提案企業又はその役員若しくはその使用人その他の従事者について確定した刑が刑法第198条の刑であるとき（当該確定した刑が同条の刑のほか、刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑であるときを除く。）。
- 2 前項の賠償金については、提案企業は共同連帯して支払わなければならない。
- 3 第1項本文の規定は、実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げない。

#### 第16条（SPCに関する資金調達協力義務）

- 1 提案企業は、計画提案に従い、SPCによる借入れその他のSPCの資金調達を実現させるために最大限努力するものとする。
- 2 提案企業は、計画提案に従って行う場合を除き、SPCの資本金の額を減少させてはならないものとする。

#### 第17条（提案企業の変更協議）

- 1 本市は、提案企業がPFI事業契約で定める解除事由を充足する又は充足するおそれがあると判断した場合（以下、当該提案企業を「当事者提案企業」といい、当事者提案

企業を除いた提案企業を「非当事者提案企業」という。)は、その内容の詳細を代表企業(代表企業が当事者提案企業である場合は、本市が指名する提案企業。以下同じ。)に通知し、代表企業との協議により合意を得た上で基本協定の一部を変更し、又は解除することができるものとする。

- 2 前項の協議は、代表企業が当事者提案企業との合意の上、本市に対して基本協定の変更に係る提案を行い、当該提案に基づき、本市は代表企業との間で提案企業の変更に係る協議を行う。

#### **第 18 条 (提案企業の交代候補の選定)**

- 1 非当事者提案企業は、前条第 1 項の場合において、本市の要請により代替民間事業者の候補を選定することに努めなければならないものとし、非当事者提案企業が選定した代替民間事業者の候補を代替民間事業者として決定する場合は、本市の承諾を得るものとする。
- 2 本市は、前項の規定にかかわらず、自ら代替民間事業者を選定することができるものとする。
- 3 非当事者提案企業は、代替民間事業者を決定するための費用を負担しなければならない。
- 4 本市及び非当事者提案企業は、代替民間事業者の候補の選定にあたり、必要に応じて相手方の事前の承諾を得た上で代替民間事業者の候補に対して秘密情報を開示できるものとする。

#### **第 19 条 (提案企業の交代)**

- 1 本市は、当事者提案企業の代替者となる民間事業者(以下「代替民間事業者」という。)を決定した場合、基本協定の締結当事者から当事者提案企業のみを除くように基本協定の一部を変更し、又は解除することができるものとする。
- 2 本市は、当事者提案企業が基本協定の締結当事者から離脱した場合において、代替民間事業者との合意により、当事者提案企業が担当していた業務を代替民間事業者が担当できるように非当事者提案企業との協議により合意を得た上で基本協定を変更し、又は本市と代替民間事業者との間で新たな協定等を締結することができるものとする。
- 3 前項の協議は、代表企業が代替民間事業者との合意の上、本市に対して基本協定の変更に係る提案を行い、当該提案に基づき、本市は代表企業との間で基本協定の変更に係る協議を行う。

#### **第 20 条 (横浜市会の議決)**

前条に規定する場合において、新たな協定等を締結するために横浜市会の議決が必要とされる場合は、横浜市会の議決を新たな協定等締結の条件とする仮契約を締結する。

## 第 21 条（株式の譲渡）

- 1 基本協定の締結当事者から離脱する当事者提案企業が S P C の株式（潜在株式を含む。）を保有しているときは、S P C の株主である他の提案企業又は代替民間事業者に対して同株式を全て譲渡しなければならない。
- 2 前項の規定による譲渡に係る代金は、当該譲渡に関する当事者が協議で定めるものとする。

## 第 22 条（提案企業の交代等の支援）

- 1 代表企業又は本市が指名する提案企業は、第 17 条から前条までの規定による提案企業の代替等が円滑に行われるように提案企業及び代替民間事業者間の調整を図り、本市が従来締結していた基本協定の内容と比較して本市に不利益な変更等が生じないように調整しなければならない。
- 2 提案企業は、前項の規定による調整について誠実に対応するものとする。
- 3 当事者提案企業は、自らが担当している業務を代替民間事業者を引き継ぐ場合は、非当事者提案企業の定めるところに従うものとする。
- 4 非当事者提案企業は、代替民間事業者に当事者提案企業の業務を引き継がせる場合は、代替民間事業者をして基本協定、P F I 事業契約、要求水準書、計画提案の他、本事業の実施に関して当事者提案企業が締結した契約と同等の内容の契約に従わせるものとし、本市は代替民間事業者の決定にあたり、代替民間事業者が基本協定、P F I 事業契約、要求水準書、計画提案及び本事業の実施に関して当事者提案企業が締結した契約と同等の内容の契約に従うことを前提とする。

## 第 23 条（提案企業の交代等の損害）

提案企業の交代その他の事由により、本市が P F I 事業者を支払う事業費が増加した場合、当該増加額は本市の損害額に含まれるものとし、本市は提案企業の交代について責めに帰すべき事由のある提案企業に当該損害額を請求できるものとする。

## 第 24 条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1 基本協定は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。
- 2 基本協定に関する紛争又は訴訟については、本市の事務所の所在地を管轄する裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

## 第 25 条（解釈）

基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、本市と提案企業が協議して定めることとする。

上記協定締結の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和【●●】年【●●】月【●●】日

本市 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市長 【●● ●●】 印

代表企業 【住所】  
【提案企業の商号】  
【代表者の役職及び氏名】 印

提案企業 【住所】  
【提案企業の商号】  
【代表者の役職及び氏名】 印

提案企業 【住所】  
【提案企業の商号】  
【代表者の役職及び氏名】 印

提案企業 【住所】  
【提案企業の商号】  
【代表者の役職及び氏名】 印

## 別紙1 用語の定義

基本協定において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

- 1 「アドバイザー」とは、本市又は提案企業若しくはP F I事業者から本件入札における手続等又は本事業の実施に関する業務を受託又は請け負った者をいう。
- 2 「S P C」(エスピーシー)とは、提案企業が、入札説明書等、基本協定、要求水準書及び計画提案に基づいて基本協定の締結後において新たに設立するP F I事業者の役割を担う会社法(平成17年法律第86号)に定められる株式会社をいう。
- 3 「経営管理企業」とは、本市との間で締結するP F I事業契約に基づいて自らの責任と費用負担により本事業の経営管理業務を実施するP F I事業者、S P C、代表企業及び基本協定に定める代表企業に係る義務の履行について代表企業と共に連帯して責任を負う者として本件入札における経営管理企業に関する要件を満たした提案企業をいう。
- 4 「経営管理業務」とは、P F I事業者及びS P Cを設立した場合の経営管理企業が入札説明書等、基本協定、P F I事業契約、要求水準書及び計画提案に基づいて実施する本事業の経営管理に関する業務をいう。
- 5 「計画提案」とは、本件入札において提案企業が本市に提出した本事業の実施に関する計画及び技術提案の書類一式(本件入札の手続におけるヒアリング等により本市に回答した内容等を含む。)をいう。
- 6 「公有財産貸付契約」とは、本事業において入札説明書等、基本協定、P F I事業契約、要求水準書及び計画提案に基づいて本市と利便機能営業者との間で締結する「本牧市民プール再整備事業に関する公有財産貸付契約書」(添付資料を含む。)に基づく契約をいう。
- 7 「公有地貸付契約」とは、本事業において入札説明書等、基本協定、P F I事業契約、要求水準書及び計画提案に基づいて本市と付帯事業者との間で締結する「本牧市民プール再整備事業に関する公有地貸付契約書」(添付資料を含む。)に基づく契約をいう。
- 8 「事業期間」とは、P F I事業契約の締結日を開始日(同日を含む。)とし、理由の如何を問わずP F I事業契約が終了した日又は令和14年3月31日のいずれか早い方の日を終了日(同日を含む。)とする期間をいう。
- 9 「自主事業」とは、本事業において施設運営企業が入札説明書等、基本協定、P F I事業契約、要求水準書、計画提案及びP F I事業者との間で締結する自主事業の実施に関する契約に基づいて実施する本施設の利活用を図る自主事業をいう。
- 10 「施設運営企業」とは、本事業において入札説明書等、基本協定、P F I事業契約、要求水準書、計画提案及びP F I事業者との間で締結する施設運営業務の実施に関する契約に基づいて自らの責任と費用負担により施設運営業務を実施する者、又は自主事業の実施に関する契約に基づいて自らの責任及び費用負担により自主事業を実施する者と

- してそれぞれ本件入札における施設運営企業に関する要件を満たした提案企業をいう。
- 11 「施設運営業務」とは、本事業において施設運営企業が入札説明書等、基本協定、P F I 事業契約、要求水準書、計画提案及びP F I 事業者との間で締結する施設運営業務の実施に関する契約に基づいて実施する本施設の運営に関する業務をいう。
  - 12 「施設管理企業」とは、本事業において入札説明書等、基本協定、P F I 事業契約、要求水準書、計画提案及びP F I 事業者との間で締結する施設管理業務の実施に関する契約に基づいて自らの責任と費用負担により施設管理業務を実施する者として本件入札における施設管理企業に関する要件を満たした提案企業をいう。
  - 13 「施設管理業務」とは、本事業において施設管理企業が入札説明書等、基本協定、P F I 事業契約、要求水準書、計画提案及びP F I 事業者との間で締結する施設管理業務の実施に関する契約に基づいて実施する本施設の管理に関する業務をいう。
  - 14 「施設整備企業」とは、本事業において入札説明書等、基本協定、P F I 事業契約、要求水準書、計画提案及びP F I 事業者との間で締結する施設整備業務の実施に関する契約に基づいて自らの責任と費用負担により施設整備業務を実施する者として本件入札における設計企業、建設企業、工事監理企業及び備品等設置企業のいずれかに関する要件を満たした提案企業の総称をいう。
  - 15 「施設整備業務」とは、本事業において施設整備企業が入札説明書等、基本協定、P F I 事業契約、要求水準書、計画提案及びP F I 事業者との間で締結する施設整備業務の実施に関する契約に基づいて本施設及び提供公園の整備並びに本施設における備品等を調達及び設置する業務をいう。
  - 16 「審査委員会」とは、本事業に関する調査審議を担当した横浜市附属機関設置条例（平成23年横浜市条例第49号）第2条第1項の定めるところにより設置された横浜市民間資金等活用事業審査委員会をいう。
  - 17 「代表企業」とは、入札説明書等、基本協定、P F I 事業契約、要求水準書及び計画提案に基づいて落札者となった入札参加者を代表して入札手続を行い、自ら又は自らが出資して設立したS P Cにより本市との間でP F I 事業契約を締結し、自らの責任と費用負担により経営管理業務を実施する提案企業をいう。
  - 18 「入札説明書等」とは、本件入札において本市が配布した「本牧市民プール再整備事業 入札説明書」（添付資料を含む。）等の一切の資料をいい、当該資料に関して本市が回答した内容を含む。
  - 19 「P F I 事業契約」とは、本市とP F I 事業者との間で締結する「本牧市民プール再整備事業に関する事業契約書」（添付資料を含む。）に基づく契約をいい、当該契約に関して本市とP F I 事業者との間で締結される一切の協定書、覚書その他の契約等により修正及び変更した部分を含む。
  - 20 「P F I 事業者」とは、本事業において入札説明書等、基本協定、要求水準書及び計画提案に基づいて本市との間でP F I 事業契約を締結する代表企業の役割を担う提案企

業又はSPCをいう。

- 21 「付帯事業」とは、本事業において付帯事業者が、入札説明書等、基本協定、PFI事業契約、要求水準書、計画提案、PFI事業者との間で締結する付帯事業の実施に関する契約及び公有地貸付契約に基づいて民間収益施設の整備等を実施する事業をいう。
- 22 「付帯事業者」とは、本事業において入札説明書等、基本協定、PFI事業契約、要求水準書、計画提案、PFI事業者との間で締結する付帯事業の実施に関する契約及び公有地貸付契約に基づいて自らの責任と費用負担により付帯事業を実施する者として本件入札における付帯事業者に関する要件を満たした提案企業をいう。
- 23 「要求水準書」とは、本件入札において本市が配布した「本牧市民プール再整備事業に関する要求水準書」（添付資料を含む。）をいい、当該資料に関して本市が回答した内容を含む。
- 24 「横浜市会」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第89条の定めるところにより普通地方公共団体である横浜市に置かれる議会をいう。
- 25 「利便機能営業」とは、本事業において利便機能事業者が、入札説明書等、基本協定、PFI事業契約、要求水準書、計画提案、PFI事業者との間で締結する利便機能営業の実施に関する契約及び公有財産貸付契約に基づいて実施する本施設の利用者のための利便機能（食堂、売店、自販機設置等）の営業をいう。
- 26 「利便機能事業者」とは、本事業において入札説明書等、基本協定、PFI事業契約、要求水準書、計画提案、PFI事業者との間で締結する利便機能営業の実施に関する契約及び公有財産貸付契約に基づいて自らの責任と費用負担により利便機能営業を実施する者として本件入札における利便機能事業者に関する要件を満たした提案企業をいう。

## 別紙2 業務の委託又は請負企業一覧

本事業における役割 【●●●●●●】

提案企業の商号 【●●●●●●】

提案企業の所在地 【●●●●●●】

### 別紙3 設立時の出資者一覧

S P Cの資本金の額 :【●●●●】円

S P Cの発行可能株式総数 :【●●●●】株

S P Cの発行済株式の総数 :【●●●●】株

#### 出資者（代表企業である提案企業）

名 称 【商号】

所在地 【住所】

出資額 【●●●●】円

引き受ける株式の総数 【●●●●】株

引き受ける株式の種類 【●●●●】株式

#### 出資者（提案企業）

名 称 【商号】

所在地 【住所】

出資額 【●●●●】円

引き受ける株式の総数 【●●●●】株

引き受ける株式の種類 【●●●●】株式

#### 出資者（提案企業以外の出資者）

名 称 【商号】

所在地 【住所】

出資額 【●●●●】円

引き受ける株式の総数 【●●●●】株

引き受ける株式の種類 【●●●●】株式

#### 別紙4 増資計画書の様式

令和【●●】年【●●】月【●●】日

横浜市

横浜市長 【●● ●●】 殿

【SPCの商号】

【SPCの所在地】

【SPCの代表者】

#### 増資計画書

本牧市民プール再整備事業に関して、SPCは下記のとおり増資を計画しています。

#### 記

##### 設立時

SPCの資本金の額 : 【●●●●】 円

SPCの発行可能株式総数 : 【●●●●】 株

SPCの発行済株式の総数 : 【●●●●】 株

##### 増資後（令和【●●】年【●●】月【●●】日）

SPCの資本金の額 : 【●●●●】 円

SPCの発行可能株式総数 : 【●●●●】 株

SPCの発行済株式の総数 : 【●●●●】 株

##### 増資する出資者

名称 【商号】

所在地 【住所】

代表者 【役職及び氏名】

出資額 【●●●●●】 円

増資時に引き受ける株式の総数 【●●●●】 株

増資時に引き受ける株式の種類 【●●●●】 株式

別紙5 出資者誓約書の様式

令和【●●】年【●●】月【●●】日

横浜市

横浜市長 【●● ●●】 殿

出資者誓約書

【SPCの名称】の株主である【代表企業の名称】、【出資者となる提案企業の名称】及び【提案企業以外の出資者】は、本日付けをもって、本市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証する。

なお、本書において用いられる用語の定義は、別段の定めがない限り、本市と提案企業との間で締結した令和【●●】年【●●】月【●●】日付の本牧市民プール再整備事業に関する基本協定（以下「基本協定」という。）の定めるところによるものとする。

- 1 基本協定第11条第1項各号に定めるところに従い、本事業におけるPFI事業者として【SPCの名称】を適法に設立し、SPCは本書の日付現在有効に存在すること。
- 2 SPCの発行済株式総数は、【●●●】株であり、そのうち【●●●●】株を【代表企業の名称】が、【●●●●】株を【出資者である提案企業の名称】が、及び【●●●●】株を【提案企業以外の出資者】が、計画提案に基づきそれぞれ保有していること。
- 3 本書の日付現在において基本協定第12条第4項各号に定める事項を満たしており、これらの事項を事業期間にわたり遵守すること。

出資者（代表企業である提案企業）

所在地 【住所】

名称 【商号】

代表者 【役職及び氏名】

出資者（提案企業）

所在地 【住所】

名称 【商号】

代表者 【役職及び氏名】

出資者（提案企業以外の出資者）

所在地 【住所】

名称 【商号】

代表者 【役職及び氏名】

